令和８年８月号

原生花園

斜里警察署
Tel 0152-23-0110
浜小清水駐在所
Tel 0152-64-2207

生活道路における自動車の法定速度の引下げ

令和８年９月１日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は、30km/hとなります。

道内には、市街地の生活道路だけではなく、郊外部でも中央線等がない道路が多くあります。

「中央線等がない道路の法定速度は30km/h」を意識し、思いやりのある運転を心がけましょう。

すべての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。

詳しくは警察庁のホームページなどでご確認ください。

重傷事故の発生

６月２５日に小清水町内で車両同士の衝突事故が発生しました。

交通ルールを守るのはもちろんのこと、「かもしれない」運転を心がけ、事故に巻き込まれないよう気をつけましょう。

暴力団排除活動の推進

道警は暴力団の壊滅に向けて強力な取り締まりを推進していることから、皆様も「三ない運動＋1」を合い言葉に、暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関することは、どんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。